

財政用語解説②

【市税】

個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税があります。

【地方交付税・臨時財政対策債】

地方交付税は、全国の地方公共団体間の財政的な不均衡を調整して、どこに住んでいても標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障する制度で、地方の固有財源です。

地方交付税は、国税として徴収される税（所得税・法人税・酒税など5税）の一定割合を地方に交付する仕組みになっていますが、不景気などで税収が不足し、地方に必要な地方交付税を確保できない場合は、国が借金をして地方に交付していました。

しかし、平成13年度からは、不足分については国と地方がその借金を折半するよう見直しが行われました。この地方の借金のことを『臨時財政対策債』といい、その元利償還金は、全て後年度の地方交付税で交付されます。もともと地方交付税として交付されていたものが、臨時財政対策債に変更されたことから、これらの合計を**実質的な地方交付税**とすることができます。

【退職手当債】

戦後の第一次ベビーブーム時に生まれた『団塊の世代』の大量退職などに伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、定員管理・給与適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む地方公共団体に対し発行が認められる地方債です。

市の歳入は、実質的な地方交付税への依存度が高く、この減額は、今日の厳しい財政状況に至った大きな要因の一つといえます。

国・道支出金は、国や北海道から市へ交付される使いみちが特定されたお金のことです。

平成20年度は、前年度より2億1千万円減少しています。

このうち国から支出される国庫支出金については、市営住宅（幌別東団地）建替事業の終了や道路事業の減少などにより、2億3千万円減少しました。北海道から支出される道支出金については、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙費委託金などが減少しましたが、後期高齢者医療制度の創設に伴う負担金が増加したことから、2千万円増加しました。

市債は、公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場

合に認められる長期の借入金のことです。

また、地方公共団体の資金調達手法の1つであるとともに、主に次のような機能を持っています。

● 財政支出と財政負担の年度間調整を図る機能

公共施設を建設する場合など、一度に多額の出費をするとはかの事業ができなくなるので、市債を借り入れ、その返済を長期間分割することにより、市の財政負担を平準化することができます。

● 世代間の負担を公平化する機能

建設した施設などは、後世の市民も利用することから、将来にわたって市債を償還することで世代間の負担を公平にするという役割を果たしています。

平成20年度は、市債の発行を極力抑えつつ国の経済対策による交付金を活用した建設事業に充てる市債を

1億750万円追加計上しましたが、これを翌年度に繰り越したことから、前年度との比較では、約1億3千万円減少しました。

昨年度に引き続き退職手当債（財政用語解説②参照）を5億7千890万円借り入れしましたが、背景には、登別市が市制施行した昭和45年前後に大幅に増加する事務事業に対応するため職員採用を増やし、その職員が現在退職時期を迎えていることがあります。

また、市債の中には償還額の一部または全部が地方交付税で戻ってくるものもあります。

市は市債を発行するに当たっては、できるだけこのような有利な市債を選択するなど、財政負担の軽減に努めています。

なお、市債の発行を抑制することで市債（元金）の残高は減少しています（6頁【表5】参照）。

【表3】 実質的な地方交付税の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	対前年度 増減額
地方交付税	51億9,219万円	51億7,521万円	52億5,262万円	52億2,457万円	49億8,375万円	51億4,585万円	1億6,210万円
普通交付税	46億2,916万円	46億6,417万円	47億8,361万円	47億8,554万円	45億4,858万円	46億8,271万円	1億3,413万円
特別交付税	5億6,303万円	5億1,104万円	4億6,902万円	4億3,902万円	4億3,517万円	4億6,314万円	2,797万円
臨時財政対策債	11億2,750万円	7億7,070万円	5億8,970万円	5億1,540万円	4億6,768万円	4億3,805万円	△2,962万円
計 (実質的な地方交付税)	63億1,969万円	59億4,591万円	58億4,232万円	57億3,997万円	54億5,143万円	55億8,390万円	1億3,247万円
実質的な地方交付税の比較 (対平成15年度)		△3億7,378万円	△4億7,736万円	△5億7,972万円	△8億6,826万円	△7億3,578万円	